計算書類に対する注記（特別養護老人ホーム福福の里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法
・債券は保有していない。
（2）固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品―定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
（3）引当金の計上基準
・退職給付引当金―退職金規程による金額を積立している。
・賞与引当金　　―特に積立金は計上せず、事業収益により支払っている。

2. 重要な会計方針の変更

平成25年度より新会計基準に移行した。

3. 採用する退職給付制度

退職金規程に基づき法人内で資金留保し積立を行っている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
（1）特別養護老人ホーム福福の里拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
ア　特別養護老人ホーム福福の里
イ　ショートステイ福福の里
ウ　デイサービスセンター福福の里
エ　居宅介護支援事業所福福の里
（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
ア　特別養護老人ホーム福福の里
イ　ショートステイ福福の里
ウ　デイサービスセンター福福の里
エ　居宅介護支援事業所福福の里

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位 ： 円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	727,063,395		20,347,014	706,716,381
合計	727,063,395		20,347,014	706,716,381

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金1,380,000円は前年度に同じ、国庫補助金等特別積立金5,475,000円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	706,716,381円
計	

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	428,263,000円
計	

計算書類に対する注記（特別養護老人ホーム福福の里拠点区分用）

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位 ： 円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	884,652,850	177,936,469	706,716,381
車輌運搬具	16,776,680	16,776,675	5
器具及び備品	42,615,662	39,071,980	3,543,682
リース資産	7,840,800	2,613,600	5,227,200
その他の固定資産	26,726,768	26,726,749	19
長期前払費用	991,900	0	991,900
合計	979,604,660	263,125,473	716,479,187

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位 ： 円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	55,197,084	0	55,197,084
合計	55,197,084		55,197,084

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成25年4月1日付、基本財産の建物についての、減価償却期間を39年から44年に変更した。
平成25年4月1日付、国庫補助金等特別積立金の取崩期間を39年から44年に変更した。